

高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ審議まとめ（案）

令和~~7~~5年~~8~~3月~~31~~1日

中央教育審議会初等中等教育分科会
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に
向けた学校教育の在り方に関する特別部会
高等学校教育の在り方ワーキンググループ

目次

はじめに	1
I. これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方	3
II. 各論点に対する現状・課題認識と具体的方策	8
1. 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方： 小規模校の教育条件の改善に向けて	8
2. 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方： 生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて	17
3. 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進： 全ての生徒の学びの充実に向けて	27
おわりに	42
(別添資料)	
1. 具体的方策の主体別整理	
2. 参考資料集	
(参考資料)	
1. 審議まとめ概要	
2. 高等学校教育の在り方ワーキンググループにおけるこれまでの審議の経過	
3. 高等学校教育の在り方ワーキンググループ委員名簿	

はじめに

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（令和3年1月中央教育審議会答申）においては、これからの高等学校教育の目指すべき姿として、社会の形成に主体的に参画するために必要な資質・能力を身に付けられるよう、初等中等教育段階最後の教育機関として、

- ・ 高等教育機関や実社会との接続機能を果たしていること
- ・ 生徒が自立した学習者として自己の将来のイメージを持ち、高い学習意欲を持って学びに向かっていること
- ・ 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びが実現されるとともに、STEAM 教育などの実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学びが提供されていること

などが掲げられ、スクール・ミッションの再定義やスクール・ポリシーの策定等が提言された。

また、ICT の活用に関する基本的な考え方として、GIGAスクール構想を実現し、これまでの実践と ICT とを最適に組み合わせることで、これからの学校教育をより良く変化させ、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要である旨が示された。

高等学校は義務教育機関ではないものの、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関となっており、多様な入学動機や進路希望、学習経験など、様々な背景を持つ生徒が在籍し、高等学校の実態も多様化している。また、高等学校教育を取り巻く状況を見ると、産業構造や社会システムの「非連続的」とも言えるほどの急激な変化、選挙権年齢や成年年齢の 18 歳への引下げ、義務教育段階における不登校経験を有する生徒の増大などの変化が生じている。さらに、今後見込まれる 15 歳人口の減少によって、高等学校の維持が困難となる地域が全国的に更に多く発生することも見込まれる。

このように高等学校教育を取り巻く状況が変化する中、これからの我が国を担う高校生が、自己の在り方生き方を考えながら、国家・社会の形成に主体的に参画し活躍していくことができるよう、生徒一人一人の個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばすとともに、社会で生きていくために広く必要となる資質・能力を共通して身に付けられるようにすることが重要である。このことは、地方創生を含めた持続可能な社会づくりにも資する。

こうした点を踏まえつつ、これからの高等学校教育の在り方を検討し、高等学校において「令和の日本型学校教育」を構築するため、高等学校教育の在り方ワーキンググループにおいては、これまで9回の会議を開催し、

- ・ 高等学校教育の在り方（「多様性」と「共通性」の観点からの検討）
- ・ 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方

- ・ 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方
- ・ 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進

について、教育委員会・学校・生徒からヒアリングを行いながら、議論を重ね、令和5年8月31日に「中間まとめ」を取りまとめたところである。できた。同中間まとめを取りまとめた後も、今後も引き続き、上記の論点を中心に、関係者からのヒアリングや学校視察を行いつつ、これからの高等学校教育の在り方について、これまでの成果や課題を整理しながら、具体的方策等について議論を深め、この度「審議まとめ」として取りまとめた。ていく必要があるが、その中で、直ちに対処すべき課題も明らかとなってきたところである。

このため、これまでの議論を踏まえ、委員間で一定の共通認識が得られ、速やかに取り組むべきと考えられるものについては、本中間まとめにおいて、その具体的方策を提示することとする。

ここで示す具体的方策は、それぞれ、小規模校の教育条件の改善、生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現、全ての生徒の学びの充実に向けて必要と考えられるものであり、これからの高等学校教育の在り方として、それぞれの方策を有効に活用しながら、現行の学習指導要領の趣旨を踏まえた教育活動を着実に実施しつつ、多様な生徒が学ぶ高等学校において求められる「多様性への対応」と「共通性の確保」を果たしていくことが望まれる。そして、全ての生徒について、その可能性を引き出し、生徒の高等学校生活の満足度や充実度の向上、卒業後の豊かな人生や、生徒個人と社会全体の幸福度が高い状態(Well-being)を実現していくべきである。

本中間審議まとめを踏まえ、国、高等学校、教育委員会・学校法人等の高等学校の設置者、家庭、地元自治体、産業界、生徒への各種支援機関など、全ての関係者が連携・協働しながら、社会全体で「生徒を主語にした」高等学校教育の真の実現に向けた取組が進められていくことが期待される。

I. これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方

○ 今日、高等学校への進学率は約 99%¹に達し、それゆえ、高校生それぞれの有する入学動機や進路希望、興味・関心や学習経験、学習意欲、背景にある生活環境等は、非常に多様なものとなっている。また、その中には、中学校段階までで不登校経験を有する生徒や、特別な支援を必要とする生徒等も一定数在籍している。高等学校は、全日制・定時制・通信制といった課程や、普通教育を主とする学科・専門学科・総合学科といった学科等の制度上の別があるのみならず、こうした生徒の多様な状況を踏まえ、義務教育段階の学習内容が定着していない生徒を受け入れてその学び直しに取り組む学校や発展的な教育に取り組む学校など、教育の実態も地域・学校により大きく異なっている。

○ そうした状況を踏まえ、各高等学校において **は義務教育段階以上に**、生徒一人一人の個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」を図りつつ、高等学校教育の質の確保・向上を目指すに当たっては、義務教育において育成された資質・能力を更に発展させながら、全ての生徒がその後の進路にかかわらず、社会で生きていくために広く必要となる資質・能力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を併せて進めることが必要である。

(多様性への対応)

○ 「多様性への対応」として、最も重要なものの一つが、在籍する生徒の希望する進路の実現に必要な多様な学習機会の提供であると言える。

○ しかしながら、現状では、学校の立地、リソース等に伴う制約により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応しきれていない、若しくは潜在的なニーズを引き出せていないといった課題がある。また、各課程に関する制度等により、不登校経験など多様な背景を有する生徒の受け入れが特定の学校・課程に偏っていたり、生徒の在籍する学校・課程・学科により、その後の進路の固定化が生じやすかったりするといった課題もある。

○ こうした課題を解消するために、地理的状况や各学校・課程・学科の枠に **関か**かわらず、いずれの高等学校においても多様な学習ニーズに対応し、潜在的なニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことができるようにしていくべきである。そして、一つの学校の中だけで教育活動や期待される機能・役割の全てを果たそうとするのではなく、他校・他課程・他学科のリソースも活用していくという考え方

¹ 文部科学省「学校基本調査」（別添参考資料集 P3）

が重要であり、このための方策としては、教科・科目充実型の遠隔授業²や通信教育の活用、学校間連携等³の促進、家庭や地域、企業等の関係機関との連携・協働等が特に有効であると考えられることから、必要な体制・環境を整備しつつ、これらを一層進めていくことが重要であると考えられる。

(共通性の確保)

- 「共通性の確保」については、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)や学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)等の各種法令等により制度上一定程度その実現が図られている。すなわち、生徒が国家・社会の形成者として必要な資質・能力を着実に身に付けることができるよう、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等を育み、知・徳・体のバランスの取れた成長を図り、生涯にわたり学習する基盤が培われるように教育を行うこととしている。こうした点を確実なものとしていくことが全ての生徒の可能性を引き出すために必要であり、高等学校における共通命題となっている。
- また、平成 26 年6月の中央教育審議会の「初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ～高校教育の質の確保・向上に向けて～」においては、学校教育法等の法令を踏まえつつ、
 - ・ 社会・職業への円滑な移行に必要な力
 - ・ 市民性(市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など)を、全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の重要な柱として特に重視していくべきとしている。
- この議論も踏まえつつ、平成 30 年に改訂された高等学校学習指導要領(平成 30 年文部科学省告示第 68 号)の前文では、「幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等学校卒業以降の教育や職業、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに高等学校学習指導要領を定める。」と高等学校教育の位置付けが明記されたところである。

² 高等学校段階の遠隔授業には「合同授業型」「教師支援型」「教科・科目充実型」「学習機会保障型」の34類型があり、このうち、「教科・科目充実型」「学習機会保障型」は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 88 条の3の規定に基づき、一定の要件の下、受信側に当該教科の免許状を持った教師教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を正規の授業として行うことができることとしているものである。なお、本中間審議まとめにおける「遠隔授業」とは、「教科・科目充実型」「学習機会保障型」の遠隔授業を指す。

³ 生徒が在籍する学校・課程の修了に必要な単位として、他の高等学校等での学習成果を算入可能とする学校間連携(学校教育法施行規則第 97 条第1項)、同一校内の異なる課程での学習成果を算入可能とする課程間併修(学校教育法施行規則第 97 条第3項)、定時制・通信制課程間でそれぞれの学習成果を相互に算入可能とする定通併修(高等学校通信教育規程(昭和 33 年文部省令第 32 号)第 12 条)がある。学校間連携・課程間併修は合計 36 単位の範囲内で単位認定が可能となっており、定通併修は上限単位数に定めはない。

○ この学習指導要領の改訂と前後する形で、平成28年に選挙権年齢、令和4年に成年年齢が引き下げられ、生徒が高等学校在学中に成年に達して「大人」となり、親の同意を得ずとも、自身の意思決定で様々なことが可能となる権利と責任を有するようになった。これに伴い、高等学校の役割として、自己決定を行い、自分の人生をより良いものへと切り拓いていくことのできる自立した市民として、より良い社会の実現に主体的に参画しようとする資質・能力を育むことが一層強く期待されることとなっている。

○ こうした動きは、生徒が学校で学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力について、特別活動を要しつつ各教科・科目等の特質に応じて育むことを目指すキャリア教育とも、その方向性は同じであり、一人一人の生徒のキャリア発達を促すことが高等学校教育において一層求められる状況にあると捉えることもできる。

○ また、生成 AI 等の急速な普及をはじめとして、デジタル技術が目まぐるしく発展し将来の予測が難しい社会において、これから生きる生徒には、社会における膨大な情報やあらゆる学問分野の中から好奇心を持って自分らしい問を見だし、その問を探究する中で新しい価値を生み出していくことが重要となる。そのためには、情報を主体的に捉えながら、**その真偽を吟味しつつ**、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値を創造する資質・能力を育むことがより一層期待されるようになっている。

○ さらに、深刻さを増す少子化・高齢化、混迷の度を増すグローバル情勢、自然災害の激甚化といった大きな変化があいまって、社会や経済の先行きに対する不確実性がこれまでになく高まり、激しい変化が止まることのない時代の中で、こうした様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育むことが求められる。

○ そのような今日の状況に鑑みれば、それぞれの高等学校において、多様な生徒の状況・地域の実情等を踏まえてスクール・ミッションやスクール・ポリシー⁴に則して特色ある取組を推進している中で、いずれの高等学校の、いずれの課程・学科にあっても、共通して取り組むべき特に重要なこととして、

- ・ 自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力の育成

⁴ 育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針

- ・ 自ら問いを立て、多様な他者と協働しつつ、その間に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力の育成
- ・ 自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力の育成
- ・ 義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、知・徳・体のバランスのとれた土台の形成が挙げられる。

- そして、これらの力の育成が全ての高等学校において着実になされるよう、国や、教育委員会等の高等学校の設置者の取組の下、学習指導要領が掲げる理念の各高等学校への一層の浸透・定着を図りつつ、これからの教育課程の在り方として、「総合的な探究の時間」を教育課程の基軸に据えながら、各教科・科目等の相互の関連を図る中で高等学校生活全体での学びの充実を図ることが今後特に重要である。

（期待される効果）

- 以上のようなことを通じて、多様な生徒が学ぶ高等学校において求められる「多様性への対応」と「共通性の確保」を果たしていくことにより、高等学校教育全体の一層の質の確保・向上、各高等学校のスクール・ミッションやスクール・ポリシーを踏まえた多様で特色ある教育活動の展開など、「生徒を主語にした」高等学校教育の真の実現が期待される。
- その上で、いずれの高等学校においても、全ての生徒の可能性を引き出し、生徒が、社会の一員となるための多様な資質・能力を身に付けた上で進学・就職など次のステップに移行することが可能となる教育システムを構築していくことが重要である。そのことが、生徒の高等学校生活の満足度や充実度の向上、卒業後の豊かな人生や、生徒個人と社会全体の幸福度が高い状態(Well-being)を実現することにつながる。結果として、保護者の教育に対する信頼を高め、それが社会の共通認識となっていくことで、子育てを行うに^あ当^たったの安心を提供し、少子化の歯止め策の一つともなり得るものと考えられる。

（留意すべき点）

- また、「多様性への対応」及び「共通性の確保」に各高等学校が取り組む上では、全国的な教育の水準の向上を担う国や、教育の実施主体である高等学校の設置者の取組の下、
 - ・ 高等学校がやるべきことの明確化や、多様な支援スタッフの充実等により学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化を図るなど、学校における働き方改革を総合的に推進すること
 - ・ 管理職も含めた教師について、リスキリング等を通じた資質・能力の向上や体制・環境

整備を推進すること

- ・ 高等学校入学者選抜の在り方や、高等学校教育に与える影響が大きい大学入学者選抜を改善すること

等を併せて進めていくことも重要である。さらには、高等学校が所在する地域や近隣の自治体、企業や経済団体等の関係者から積極的な協力を得ながら、生徒の学びを深めていくことにも配慮する必要がある。

Ⅱ. 各論点に対する現状・課題認識と具体的方策

1. 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方：小規模校の教育条件の改善に向けて

- 少子化の影響により、多くの地域で統廃合が進み、令和~~36~~年5月1日時点で、約~~6364~~%の市区町村において公立高等学校の立地が0又は1となっている(0が約~~2829~~%, 1が約 35%)⁵。今後も、15 歳人口の減少は一層加速し、令和 ~~1920~~ 年には令和5年の約 108 万人から約 ~~7874~~ 万人(約 ~~2831~~%減)になることがほぼ確実な状況⁶となっており、各都道府県において、公立高等学校の適正規模・適正配置に関する議論が一層加速することが見込まれる。
- 公立高等学校の適正規模・適正配置については、多様な人間関係の中で得られる学びなどを踏まえれば、一定の規模を確保することの意義は大きいとされてきたが、一方で、少子化が加速する中、生徒の通学可能な範囲を私立の高等学校の設置状況も踏まえて考慮し、適正配置を考えていくことも必要である。また、高等学校は地方創生の核となる存在であり、少子化が加速する地域においては、学校の存続は地域の存続にも関わる重要な課題ともなり得るものでもある。さらに、地域人材との交流や、小中学校や他の高等学校等との連携による、地域と密着した小規模校ならではの多様な人間関係の構築の在り方も考えられる。こうした観点から、都道府県が適正規模・適正配置に関する議論を行う中で、一定の小規模校について地域に残す必要がある場合に、小規模校のメリットを最大化するとともに、課題を最大限解消し、教育条件の改善につながる方策を国としても考えていくことが必要である。
- このため、遠隔授業の活用や学校間連携等の推進に取り組むべきである。これらは、生徒が履修できる教科・科目等の種類を増やし、生徒の多様な興味・関心や進路希望に基づく多様な学習ニーズに応える上で有効なものである。また、複数の高等学校が都道府県や学校設置主体の別を超えて連携してそれぞれの生徒の興味・関心に応じた多様な探究的な活動を実施するなど、一つの高等学校における対面授業では実現できない特色ある教育方法を展開する上でも効果的であり、少子化が加速する地域においてとりわけ重要なものである。加えて、教職員が自律的に他の高等学校等と連携・協働する際の有効な手段にもなり得るものである。
- 他方で、遠隔授業や学校間連携等について、授業時間や教育課程の不一致・体制上の

⁵ 文部科学省「学校基本調査」(令和~~36~~年度)(別添参考資料集 P6)

⁶ 総務省「人口推計」(令和~~45~~年)(別添参考資料集 P5)

課題等により、実施が難しい場合があるとの指摘もある。また、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対する遠隔授業については、同時双方向型を原則としつつ、当該生徒の病状や治療の状況等によっては、オンデマンド型が可能となるよう制度が改正され、令和5年度より施行されているところである。こうしたことを踏まえ、中間まとめでは、同時双方向型の遠隔授業やオンデマンド型の学習を可能とする通信教育の活用、学校間連携等の推進に向けて、高等学校教育の質の確保・向上やそれぞれの学校のスクール・ポリシー等に留意しつつ、教科・科目充実型の遠隔授業における受信側の教室の体制や対面授業に係る要件の弾力化、通信教育の活用など、必要な制度の見直しや、体制・環境の整備などの支援策を考える必要がある旨を示したところである。

○ この中間まとめを受け、国においては、中山間地域や離島等⁷に立地する小規模高等学校において、多様な科目開設や習熟度別指導等を行い、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施する際に、当該高等学校に配置されている教師の数等の事情により受信側の教室に教師を常時配置することが困難であり、かつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容等に照らし、教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、教師に代えて職員を配置することが可能となるよう、要件の弾力化を行ったところである。

○ あわせて、受信校が中山間地域や離島等に立地することにより、配信側から受信校の距離が遠いことで出張負担が過度に大きく、遠隔授業による多様な科目開設を妨げてしまっている状況においては、その特殊性を踏まえつつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容、配信側教師と当該生徒との間に人間関係が既に構築されているか等に照らして教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、当該教科・科目の単位数にかかわらず対面授業を年間1単位時間以上とすることも可能となるよう、要件の弾力化を行っている。

○ また、学校間連携の制度を活用した「地域留学」に挑戦する生徒については、在籍校と留学先校の教育課程の差異に伴い、一部の教科・科目の履修の機会を特別に確保する必要がある場合があるが、そのような生徒の個別の学習ニーズに対応するために教科・科目充実型の遠隔授業を実施しようとする、配信側の教師の予定と受信校の予定を合わせることが困難な場合も多いことが指摘されている⁸。こうしたことを踏まえ、国内の他の

⁷ 中山間地域や離島のほか、人口減少が著しい地域など。

⁸ こうした事例については、高等学校学習指導要領解説第5章2(1)にある「転学など特別の事情がある場合」の一つとして、卒業までに修得させる各教科・科目について、その履修や修得について弾力的な取扱いができる

高等学校に一定の期間留学することにより特定の科目を履修する機会を特別に設ける必要がある生徒など、特別の事情を有する生徒を対象に、全日制・定時制課程においても、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育が活用可能となるよう、制度改正を行ったところである。

○ これらの制度の見直しについては、令和6年度から適用されており、遠隔授業や通信教育の活用、学校間連携等の推進に向けては、実際に進めるに当たってのノウハウ等の構築や共有も不可欠であり、体制・環境の整備などの支援策と併せて考えていく必要がある。

(遠隔授業における受信側の教室の体制)

○ 教科・科目充実型の遠隔授業の実施に当たっては、指導や支援、机間指導、安全管理等を行う観点から、当該教科の免許保有者であるか否かは問わないものの、原則として、受信側の教室に当該高等学校の教師を配置すべきことを求めている。他方で、こうした遠隔授業を行う必要性が特に高い中山間地域や離島等⁹に立地する小規模高等学校においては、多様な科目開設や習熟度別指導等を行い、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施しようとする場合、受信側の教室に教師を置くことが難しいこともあるといった課題がある。このため、文部科学省では、地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業(COREハイスクール・ネットワーク構想)において、教師の配置に代えて、実習助手や学習支援員などの受信校の職員としての身分を有し、安全管理や学習支援等を行うことができる者の配置をすることを特例的に可能として、小規模校の受信側の体制の在り方に関する実証研究を実施している。

○ この実証研究は令和5年度まで行われる予定であるが、これまでの研究結果からは、遠隔授業の受信側の教室の体制について、

- ――生徒と授業者のコミュニケーションのフォローや生徒のサポート対応等は教師でないと難しく、多様な授業方法の展開や生徒の見取り支援等の観点からは教師が受信側に配置されることが望ましいこと
 - ――机間指導代行や機器の接続・トラブル対応等については実習助手や学習支援員など教師以外の当該高等学校の職員でも対応可能であること
- 等が分かっている。

○ こうしたことを踏まえれば、受信側の教室の体制について、原則としては引き続き、教師

ような配慮をしておくことも大切である。

⁹ 中山間地域や離島のほか、人口減少が著しい地域など。

を配置し、生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援が行われることが望ましいと言える。他方で、中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校においては、多様な科目開設や習熟度別指導等を行い、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施する際に、当該高等学校に配置されている教師の数等の事情により受信側の教室に教師を常時配置することが困難な場合がある。このような場合で、かつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容等に照らし、教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、教師の配置要件を弾力化していくことも必要である。そのための具体的な基準については、対面授業と比較して教育の質の確保を図ることに留意しつつ、国において定めるべきである。なお、このことは、小規模高等学校の課題解決に留まらず、不登校生徒を対象とした教室外での学び保障の方策としても必要となる条件整備であると考えられる。

(遠隔授業や通信教育の活用、学校間連携等の推進による学びの機会の充実)

○ 地理的状況や各学校・課程・学科の枠にかかわらず、いずれの高等学校においても多様な学習ニーズに対応し、潜在的なニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことができるようにしていくことが必要である。このため、国では、各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業を令和6年度から実施し、原籍校で開講されない科目の履修など生徒の多様な学習ニーズに幅広く対応するため、通信制高校や教育センター等を中心拠点として遠隔授業や通信教育を活用した積極的な学校間の連携・併修ネットワークの構築に関する実証研究に取り組んでいるところであり、優良事例の創出や、その普及を図っていくことが必要である。

○ さらにまた、遠隔授業における受信側の教室の体制に関して、小規模高等学校の中には、当該高等学校に配置されている教職員の数等の事情により、受信側の教室に、教師はもとより職員を常時配置することも難しい場合があるといった指摘がある。このため、上記事業において、受信側の教室における教師や、教師に代わる職員をの具体的な配置の在り方について、常駐以外の方法によって配置することを特例的に可能としており、常駐せずとも、配信側の教師の授業の運営上に差し支えなく、かつ、受信側の教室において生徒の安全管理上の方策を十分にとることができる配置が可能かどうか、実証研究の結果を踏まえながら検討すべきである。

(遠隔授業における対面授業)

○ また、教科・科目充実型の遠隔授業では、履修する各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上(各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上)の配信側の教師による対面授業が必要となっている。一方、この要件について、配信側から

受信校までの距離が遠いことにより、配信側の教師が一つの受信校への移動に数日を費やし、その間の他校への授業配信ができなくなるなど、出張負担が大きく、実施に支障が生じる場合もあることが指摘されている。

- ~~対面授業については、生徒との関係性の構築や実験・実技指導等の実施のために必要であることから、年間2単位時間以上(各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上)を実施するという原則は引き続き維持することが適当と考えられる。一方で、配信側から受信校の距離が遠いことで出張負担が大きく、中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校における多様な科目開設を妨げてしまっている状況においては、その特殊性を踏まえつつ、教育上の支障がないと考えられる場合に、一定の基準の下、対面授業の要件を弾力化していくことも必要である。そのための具体的な基準については、対面授業と比較して教育の質の確保を図ることに留意しつつ、国において定めるべきである。~~

(遠隔授業における配信方式、配信センターの体制・環境整備)

- ~~また、遠隔授業には、学校間で連携する形で実施している都道府県や、配信センターを置いて各学校に配信する形で実施している都道府県があるが、学校間で連携する形においては、両校での時程の統一や配信側の教師の負担等を考慮する必要があることから、配信センターから配信する方式の方が円滑に実施しやすいとの意見が実証研究の中で多く出ている。他方で、配信センターの設置・運営に当たっては相応の体制・環境整備が必要となる。このため、国において実証研究を通じて、配信センターの設置・運営に関する財政的な支援を行っているところであるが、その体制を維持し、更に充実していくことが必要である。べきである。~~

(通信教育の活用)

- ~~このほか、学校間連携の制度を活用した「地域留学」に挑戦する生徒については、在籍校と留学先校の教育課程の差異に伴い、一部の教科・科目の履修の機会を特別に確保する必要が生じる場合があるが、そのような生徒の個別の学習ニーズに対応するために教科・科目充実型の遠隔授業を実施しようとする、配信側の教師の予定と受信校の予定を合わせることが困難な場合も多いことが指摘されている¹⁰。こうしたことを踏まえ、高等学校が、学校間連携による「地域留学」をはじめとする生徒の多様な学びを後押しする観点からも、対面授業や同時双方向型の遠隔授業と比較して教育の質の確保が十分に担保さ~~

¹⁰ こうした事例については、高等学校学習指導要領解説第5章2(1)にある「転学など特別の事情がある場合」の一つとして、卒業までに修得させる各教科・科目について、その履修や修得について弾力的な取扱いができるような配慮をしておくことも大切である。

れている限り、生徒が有する特別の事情に応じてオンデマンド型の学習を可能とする通信教育を認めていくことも必要である。

(留意すべき点)

- 遠隔授業や通信教育の活用により、小規模校の課題等を最大限解消し、多様な学習ニーズへ対応していくことが望まれるが、その際に、対面授業と比較して教育の質の確保ができていないかを十分に留意しながら進める必要がある。また、遠隔授業や通信教育の活用は、生徒の履修の選択肢を増やし、もって、当該生徒の幅広い進路選択を実現することを目的とするものであり、これらを学校の統廃合や教師の数の合理化の手段として捉え、教育の質の低下を招くようなことは、決してあってはならない。

- 引き続き、遠隔授業や通信教育の実践で明らかになる成果や課題を踏まえ、その妥当性や対面指導の重要性も考慮しつつ、このような手法を用いる場合であっても、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うとともに、生徒同士による学び合いをはじめ協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題の発見や解決に挑む資質・能力等を育成することが求められる。

(スクール・ミッション、スクール・ポリシーを踏まえた学校の特色化・魅力化)

- また、少子化が加速する地域における高等学校の在り方を考える上で大切なことは、生徒の教育条件の改善という視点である。既存の学校やその在り方をそのまま残そうとするのではなく、今ある学校がスクール・ミッションを実現できているかどうかや、生徒のニーズ、希望する進路等も踏まえながらスクール・ポリシーを検討し、当該スクール・ポリシーに対応した教育を提供できるよう条件を整備していくことを通じて、生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化を進め、生徒の学習意欲を高めていくことが必要である。

- 特に、少子化が加速する地域に設置されている高等学校については、仮に小規模校であったとしても、地方創生の核となる存在の一つとして、地域人材との交流、地元小中学校や他の高等学校等との連携による、地域と密着した小規模校ならではの教育活動に取り組むことがある。その際、設置者のみならず、地元自治体や産業界等からの積極的な支援とコーディネーターを核とした地域からの緊密な協力を得ることを前提に、当該地域ならではの多様な学びを展開し、当該高等学校の特色化・魅力化を進める取組を推進することが考えられる。

(指導側の体制・環境の整備)

○ ~~その際~~、例えば、都道府県と市町村が連携協力して学校を運営していくことや、国立・公立・私立の別を超えた異なる学校設置者間での連携協力、小中学校等との連携・一貫した教育を進めていくことが有効である場合もあることから、そうした在り方についても検討していく必要がある。

○ また、小規模校は配置できる教職員の数が限られているため、地域との協働や他校との連携を行い、生徒が地域に根差した学校において成長できるよう、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入やコーディネーター等の専門的な人材の配置など、体制・環境を整備していくべきである。

<具体的方策>

~~（遠隔授業における受信側の教室の体制に係る要件の弾力化）~~

~~○ 教科・科目充実型の遠隔授業における受信側の教室の体制について、学校は、教師を配置して生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援をすることが望ましいため、この原則は引き続き堅持する必要がある。他方で、中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校において、多様な科目開設や習熟度別指導等を行い、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施する際に、当該高等学校に配置されている教師の数等の事情により受信側の教室に教師を常時配置することが困難であり、かつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容等に照らし、教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、教師に代えて職員を配置することが可能となるよう、国において、この要件の弾力化を行うべきである。そのための具体的な基準については、対面授業と比較して教育の質の確保を図ることに留意しつつ、国において定めることが求められる。~~

（遠隔授業や通信教育の活用、学校間連携等の推進による学びの機会の充実）

○ 地理的状況や各学校・課程・学科の枠にかかわらず、いずれの高等学校においても多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことができるようにするため、国では令和6年度から、原籍校で開講されない科目の履修など生徒の多様な学習ニーズに幅広く対応するための遠隔授業や通信教育を活用した、積極的な学校間の連携・併修ネットワークの構築に関する実証研究に取り組んでいるところであり、実際に進めるに当たってのノウハウ等の構築や優良事例の創出、その普及を図るべきである。また、国は、受信側の教室における教師や教師に代わる職員の配置に関連してついで、配信側と受信側の連携を効果的に行う方法や、常駐以外の方法により、配信側教師の授業運営や受信側の教室の生徒の安全管理上問題のない配置が可能かどうか実証研究を行い、その結果を踏まえ、必要な取組を行うべきである。

(遠隔授業における対面授業に係る要件の弾力化)

- ~~教科・科目充実型の遠隔授業の実施に当たり必要な対面授業について、生徒との関係性の構築や実験・実技等の実施のために必要であることから、学校は、年間2単位時間以上(各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上)を実施するという原則は引き続き堅持する必要がある。他方で、受信校が離島・中山間地域に立地する等の事情により、配信側から受信校の距離が遠いことで出張負担が過度に大きく、遠隔授業による多様な科目開設を妨げてしまっている状況においては、その特殊性を踏まえつつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容、配信側教師による当該生徒の指導歴等に照らして教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、当該教科・科目の単位数にかかわらず対面授業を年間1単位時間以上とすることも可能となるよう、国において要件の弾力化を行うべきである。そのための具体的な基準については、対面授業と比較して教育の質の確保を図ることに留意しつつ、国において定めることが求められる。~~

(配信センターの体制・環境整備、学校間連携等の促進)

- ~~遠隔授業や通信教育を活用した積極的な学校間連携等のネットワークを構築するための配信センターについて、国において実証研究を通じて、連絡調整・支援スタッフの配置等の体制整備や機材等の環境整備に向けた支援を行っているところであるが、その体制を維持し、更に充実していくことが求められる。~~

- また、学校間連携は、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえて、自校において開設されていない科目や、自校において開設されている科目であっても、より専門性の高い授業や特色のある授業を履修することにより、生徒の選択の幅を拡大し、学習意欲を喚起することが期待されるものである。このため、小規模校のみならず、いずれの高等学校においても、学びの機会の充実を図るための方策として有効なものであり、生徒の学習ニーズに応じて取り組むことができるよう促すべきである。これにより、原籍校で開講されない科目の履修など生徒の多様な学習ニーズに幅広く対応するための遠隔授業や学校間連携等の優良事例を創出し、その普及を図るべきである。

(通信教育の活用に向けた制度改正)

- ~~国内の他の高等学校に一定の期間留学することにより特定の科目を履修する機会を特別に設ける必要がある生徒など、特別の事情を有する生徒を対象に、全日制・定時制課程においても、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育が活用可能となるよう、国に~~

において制度改正を行うことが求められる。

(スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえた学校の特色化・魅力化)

- 国において、スクール・ミッション、スクール・ポリシーの策定・運用状況を確認し、実効性あるものとなるよう、不断の改善などの働きかけを行う必要がある。その際、卒業認定や単位認定の要件等、生徒の学びに係る学内の規程についても適切に見直しを図り、生徒や入学志願者などの学校内外の関係者がその内容を把握できるようにしておく必要がある旨を周知するべきである。また、普通科改革など、各学校の特色化・魅力化を引き続き進め、生徒にとって魅力的な学校づくりを支援することが求められる。

(都道府県と市町村の連携・協力による学校運営)

- 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営について、国において、各地方公共団体のニーズを聴き取りながら、その実現に向けて取り得る方策について整理を進めるべきである。

(地域や学校を越えた生徒同士の学びのネットワークプラットフォームの構築)

- 小規模校の生徒や特別支援学校の生徒等が、総合的な探究の時間等において、地域や学校を超えてつながり、同じ志を持っている同世代から学ぶといったことを可能とするため、国では令和6年度から、都道府県の枠組みを超えた複数の高等学校により構成されるネットワークを構築し、生徒同士の学び合いの深化、それぞれの得意分野を持つ指導者・外部人材等のリソースの共有を図る実証研究に取り組んでいるところであり、ネットワークの定着・自走に向けてのノウハウ等の構築や優良事例の創出、その普及を図るべきである。プラットフォームを国において構築することが求められる。

(学校と地域社会の連携・協働の推進)

- 課程・学科の特質や各学校の特色を踏まえつつ、高等学校と家庭や地域、企業等の関係機関が連携・協働し、社会全体で生徒の成長を支える環境を整備するため、国は、高等学校におけるコミュニティ・スクールの導入、地域学校協働活動推進員等¹¹の配置を促進するべきである。

(学校における働き方改革の推進、コーディネーター等の配置支援)

- 国は、学校における働き方改革を進め、必要な業務を精選するとともに、高等学校の特

¹¹ 地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者で、社会教育法第9条の7の規定に基づき教育委員会が委嘱した地域学校協働活動推進員のほか、委嘱はしていないものの地域学校協働活動推進員と同等の役割を果たす地域コーディネーターも含む。

色化・魅力化に当たり学校と外部資源との連携・協働等を学校の中核となって担うようなコーディネーター等の専門人材の配置拡充に向けた支援を行うべきである。

2. 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方：生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて

- 近年、不登校児童生徒数は義務教育段階を中心に大幅に増加し続けており、令和35年度時点で小・中学校で約 35 万人、~~→~~高等学校で約 6.9 万人合わせて約 30 万人に上り過去最多となる¹²など、喫緊の課題とな~~っ~~極めて憂慮すべき状況が継続している。うちまた、高等学校段階について、~~不登校~~中途退学率の推移を見ると、おおむね横ばい¹³となっているものの、通信制課程に在籍する生徒数も~~ほ~~近年大幅に増加¹⁴しており、通信制課程が不登校経験など多様な背景を有する生徒の受け皿になっている状況にある。
- GIGA スクール構想により、BYODも含めた1人1台端末の利活用や高速ネットワークの整備が図られるとともに一方で、公立の高等学校については、令和6年度までに全学年で1人1台端末環境整備が完了予定であり、同時双方向型のメディア活用も普及している状況にある。また、小中学校で1人1台端末環境を当たり前のものとして過ごした生徒たちが高等学校に進学して~~おり~~つつあり、こうした生徒たちが高等学校に進学して ICT 活用の不十分さに戸惑わないようにすべきである。このため、学習基盤として重要な1人1台端末環境の整備とあわせて、全日制・定時制・通信制いずれの課程にあっても、ICT の活用等により、多様な生徒に対してきめ細かく支援し、いつでも・どこでも・どのようにでも学ぶことが等しく認められるようにするなど、それぞれの生徒の状況に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な~~充実~~実現を目指していくことが重要である。

(全日制・定時制・通信制課程の在り方)

- こうした点を踏まえ、中間まとめでは、まず、全日制・定時制課程においては、多様な生徒が現籍校での学びを継続しながら、多様な学びを実現し、必要な資質・能力を身に付けて卒業することができるよう、
 - ・ 義務教育段階で受けられていた心理的・福祉的支援をはじめとする各種支援を高等学校においても受けられるようにすること

¹² 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（別添参考資料集 P18,19）

¹³ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（別添参考資料集 P19,20）

¹⁴ 文部科学省「学校基本調査」（別添参考資料集 P17）

- ・ 不登校生徒について支援の継続性の観点から、中学校と高等学校の接続・連携を推進すること
 - ・ 中学校において不登校経験を有する生徒を含む全ての生徒に対して進路について選択肢を情報提供するとともに、当該生徒の意欲・能力を入学者選抜において適切に評価していくこと¹⁵
 - ・ 過度に授業への出席日数の要件のみに縛られないようにして履修・修得を認めていくこと
 - ・ 通信の方法を用いる不登校特例制度をより活用しやすい仕組みに変えること
 - ・ 特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置を促進すること
 - ・ 学校内で安心して学ぶことのできる校内教育支援センター¹⁶の設置を促進すること
 - ・ 学校間連携等を促進していくこと
 - ・ ICT 活用の体制・環境を整備していくこと
 - ・ 生徒一人一人の成長の個性を大切に、先入観や学校・課程の枠にとらわれず、校内外との連携により教育内容を充実させていくこと
- などを考えていくことが重要である旨を示したところである。

○ この中間まとめを受け、国においては、全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保に向けて、不登校生徒が自宅等から高等学校の同時双方向型の遠隔授業を受講すること、高等学校が文部科学大臣による学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)としての指定を受けることで活用できた、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育について、指定を受けずとも活用することを、合計36単位の範囲内において可能とするために必要な制度改正を行ったところである。

○ なお、本制度は、学習意欲はありながら登校できない生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく学びを継続し、在籍校を卒業することができるようにすることを目的として、令和6年度から適用されており、対象となる生徒の範囲については、不登校の定義¹⁷を一つの参考としつつ、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒、断

¹⁵ 高等学校入学者選抜において、調査書に出欠の記録欄を設けない都道府県や、学力検査も調査書の提出も求めない選抜を実施し、不登校経験を有する生徒を積極的に評価する選考基準を設けている学校もある。

¹⁶ 登校することはできるものの教室に入ることには抵抗がある生徒や、一時的に気持ちを落ち着かせたくなった生徒等が利用し、相談支援や自らのペースに合わせた学習支援を受けることができるような学校内の空間を指す。

¹⁷ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、不登校生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義している。

継続的な不登校や不登校の傾向がみられる生徒も対象となり得るものであり、実際の運用に当たっては、各学校において適切に判断の上、取り組むことが望まれる。また、学校現場で円滑に実施するためには、実際に進めるに当たってのノウハウ等の構築や共有が不可欠であり、そのための取組を進める必要がある。

- また、不登校生徒が柔軟に学びを継続できるよう、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置を促進するとともに、学びの多様化学校での優れた取組や不登校生徒への支援のノウハウを他の高等学校に広げていくことが望ましい。

○ 加えて、定時制課程においても、勤労青年だけでなく、不登校経験など多様な背景を有する生徒も在籍している。こうした生徒に対して、生徒自身のペースや興味・関心、学習ニーズ等に応じた学びを提供するため、心のケアに配慮したきめ細かな指導や校内での居場所づくりに取り組んだり、昼間部や夜間部だけでなく、昼夜間の三部制を設けたりしている学校もある。このような取組を生かしつつ、生徒が社会的自立に必要な資質・能力を身に付けていくことが期待される。

- 不登校生徒の支援には孤立感をもつ保護者の心情への共感と支援が欠かせない。不登校生徒の保護者同士の繋つながりや経験交流の機会を作り、学校の取組への理解と協力関係を創り上げることが求められる。また、教育支援センターの機能強化を図るとともに、校内教育支援センターや校内フリースクールといった機能をもつ多様な居場所づくりを、教育委員会等の高等学校の設置者の取組の下、地域や NPO 法人等の力も得ながら推進する必要がある、そうした場所での学びの支援や学習成果の評価を積極的に行う必要がある。

○ 高等学校には、生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを提供することが求められているが、不登校は誰にでも起こり得るものであるということも踏まえる必要がある。このため、仮に生徒が不登校になったとしても、上記で示した取組等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながるができるようにすることが重要であり、誰一人取り残されない学びを保障していくことが求められる。

(通信制課程の在り方)

- 通信制課程については、生徒がその後の進路にかかわらず、自立した学習者として社会で生きていくために広く必要となる資質・能力を身に付けられるよう、必要な支援体制を整えていくとともに、全日制・定時制課程に比較して少ない登校回数下で、生徒が人間関

係を築きながら社会性を育み、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働する機会を充実させていくことが重要である。これは、通信制課程は勤労青年に高等学校教育の機会を提供することを目的として制度化されたものであるため、自宅等で自立して学習することが前提となっているが、現状は大きく異なり、実際は勤労青年だけでなく、多様な課題を抱える生徒が多く在籍している状況にあるからである。

○ この点、通信制課程は、現状、多様な生徒の学びに対するセーフティネットになっていると考えられ、実際、不登校経験を有する生徒や特別な支援を必要とする生徒など、多様な背景を有する生徒に対して手厚い支援を行っている学校もある。

○ 他方、違法・不適切な学校運営や教育活動が指摘されている通信制高等学校の例も一部に存在するため、令和4年8月の「『令和の日本型学校教育』の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議(審議まとめ)」を踏まえ、引き続き、質の確保・向上を一層図っていくことがも必要である。

○ 不適切な教育活動の例としては、例えば、

- ・ 高等学校学習指導要領で定める面接指導の回数が不足している
- ・ 添削指導や面接指導、試験の内容が高等学校教育としてふさわしいとは言えないものとなっている
- ・ 相当する教科の教員免許状を持たない者が面接指導を実施している
- ・ 通信教育連携協力施設¹⁸が実施校(本校)であるかのような表現になっており、高等学校通信教育に係る授業料と通信教育連携協力施設が独自に行う活動等に係る費用の区別が適切になされていない

などの事案が見られるところであり、これまでも、こうした事案が判明した場合には、国や所轄庁から随時改善に向けた指導を行ってきたが、依然として一部の通信制高等学校において不適切な教育活動が見られるところである。

○ このため、国において、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」(令和5年2月一部改訂)や、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示した「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準(標準例)」(令和5年11月策定)を定めたところである。所轄庁や設置者、学校において、これらに則りなが

¹⁸ 実施校(本校)の行う通信教育について連携協力を行う施設であり、面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う施設(面接指導等実施施設)、生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附随する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設であって、面接指導等実施施設以外のもの(学習等支援施設)をいう。

ら適切な学校運営や教育活動が行われるとともに、高等学校学習指導要領等の教育課程に関する法令等に従い、適切な教育課程の編成及び着実な実施が図られるよう、国として継続的に指導していくことが必要であり、今後、更なる質の確保・向上を図るための方策を講じていくことが求められる。

- 加えて、通信制課程に在籍する生徒数は、私立において大幅に増加する一方で、公立においては減少傾向にある¹⁹が、公立の通信制の高等学校は、特に経済的な面にも課題を抱える生徒にとって重要な教育機関であることから、地域の協力も得ながら一層の魅力向上・機能強化を図っていく必要がある。また、中学校等の教職員や生徒・保護者等が通信制課程の制度や特徴などを正しく理解できるように国などが責任をもって分かりやすく情報を発信していくとともに、不登校経験を有する生徒が高等学校に進学した後の見通しを持てるよう、不登校の生徒本人に対する継続的な実態調査を行っていくことも重要である。

- また、通信制高等学校における入学者選抜に関して、各都道府県において公立・私立の高等学校及び中学校の関係者による協議等を経て定められた日程より早く実施されている場合があるとの指摘がある。高等学校入学者選抜の日程については、各都道府県において関係者による協議等を経て定められていること、高等学校入学者選抜は、中学校の教育活動の成果を十分評価することができる資料及び時期により行われるよう特に配慮することが必要であることを踏まえ、入学者選抜及びその結果の公表は適切な時期に行うことが求められる。

(学校間連携等の推進、課程間併修等の活用)

- ~~さらに、~~こうした各学校・課程の枠や地理的状况に関かかわらず、生徒が多様な学びを選択できるようにするための方策として、学校間連携等を推進することも重要である。例えば、生徒がある高等学校に籍を置きながら、他校・他課程・他学科で開講されている科目単位をオンラインも活用しながら履修するという学び方も考えられる。このように、誰一人取り残さず、生徒の状況に柔軟に対応できる教育課程を提供していくことができるような環境を整えていくべきである。

- また、同年齢の生徒でも学習状況は非常に多様であり、こうした多様な生徒の状況に応じてできるかぎり柔軟に対応できるようにし、学校間連携等を推進するために、学期ごとの単位認定への移行や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行への取組

¹⁹ 文部科学省「学校基本調査」(別添参考資料集 P17)

を更に進めていくことも有効と考えられる。

- さらに、同一校内の異なる課程で開講されている科目を履修し単位修得することができる仕組みとして課程間併修が、定時制・通信制課程間においてそれぞれで開講されている科目を履修し単位修得することができる仕組みとして定通併修があるが、例えば、同一校内に全日制・定時制・通信制課程が併置されている場合、課程間相互の併修を可能とし、通信制課程に入学しながらも全日制・定時制課程の科目を履修し通学することに慣れていったり、また、全日制課程に入学しながらも定時制・通信制課程の科目を履修したりするといった在り方も、今後、学びの多様化を図っていく上で有効なものとなっていくと考えられる。

(高等学校における特別支援教育の充実通級指導)

- 加えて、中学校段階において特別支援学級に通っていた生徒のうち半数以上が高等学校や中等教育学校後期課程等に進学²⁰しており、また、通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする生徒が在籍していることが明らかになっている²¹。こうした状況を踏まえ、高等学校段階での通級による指導の制度、必要性や意義の生徒本人・保護者への普及や特別支援教育の知見を有する人材の配置など高等学校における通級による指導の充実に向けた体制の整備や、よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに対応した障害のある生徒の学びの場の連続性を高めるための取組が求められている。このため、令和5年3月13日の「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」を踏まえ、通級指導を受ける生徒にとって効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けた支援を行いつつ、専門家の活用や特別支援教育支援員の配置も含め、校内支援体制の充実を図るべきである。

(日本語指導)

- また、公立の学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は、平成 26(2014)年度の 37,095 人から令和5(2023)年度には 69,123 人と、約 1.9 倍増加しており、このうち、高等学校段階は 2,692 人から 5,863 人と約 2.2 倍増加している。今後、少子化等により国内の人材が不足し、在留する外国人が更に増加していくことが予想される中、日本語指導が必要な生徒等が一層増える可能性もある。令和5年4月から高等学校段階における日本語指導のための「特別の教育課程」が始まり、国において外国人生徒等の受入れの手引や日本語指導・学習支援のためのガイドラインが作成されたところであるが、中途

²⁰ 文部科学省「学校基本調査」(令和4年度)(別添参考資料集 P2628)

²¹ 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(令和4年)(別添参考資料集 P2527)

退学率は全高校生の1.1%であるのに比べて日本語指導が必要な高校生は 8.5%であるなど、著しく差がある状況にある²²。このような状況を踏まえ、日本語指導に関わる体制の総合的な整備や外国人生徒等のキャリア支援等も更に進めていくべきであり~~る~~。その際、日本語指導に留まらず、日本での生活上の課題や不安等の解消を支援する仕組みを、地域の支援機関と連携して充実させていくことも求められている。

(学校と地域社会の連携・協働)

- なお、全てのニーズに対し学校だけで応えていくことには限界もあり、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入やコーディネーターの配置を推進するなど、地域社会と学校が連携・協働して生徒の成長を育んでいくべきである。

<具体的方策>

(全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保)

- ~~○ 全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保に向けて、国は、不登校生徒が自宅等から高等学校の同時双方向型の遠隔授業を受講すること、現行制度上は高等学校が文部科学大臣による学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)としての指定を受けることで活用できる、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育について、指定を受けずとも活用することを、合計36単位の範囲内において可能とするために必要な制度改正を行うことが求められる。~~
- 全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保に向けて、当該生徒が学びを継続することができるよう、国では令和6年度から、自宅等から高等学校の同時双方向型の遠隔授業を受講することや、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育の活用に関する実証研究に取り組んでいるところであり、柔軟で質の高い学びを提供する際のノウハウや学習支援・評価の工夫等を整理するとともに、学校現場で円滑に実施していくことができるよう、モデルとなる優良事例の創出や、その普及を図るべきである。
- また、国においては、不登校傾向のため、授業時数の3分の2以上の出席など、多くの学校において慣例として定められている単位認定の際の出席要件を生徒が満たせなかった

²² 令和4年度に在籍していた生徒に関し、全高校生の中途退学率は1.1%(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和4年度)及び文部科学省「学校基本調査」(令和4年度)より算出)、大学等への進学率は75.0%、進学も就職もしていない者の率は6.5%(文部科学省「学校基本調査」(令和5年度))。一方、日本語指導が必要な高校生の中途退学率は8.5%、大学等への進学率は46.6%、進学も就職もしていない者の率は11.8%(文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(令和5年度))。なお、いずれにおいても中途退学率は高等学校及び中等教育学校後期課程の数値であり、大学等への進学率及び進学も就職もしていない者の率は、それらに加えて特別支援学校高等部も含む。

場合でも、学校が一人一人の実情に応じて柔軟に履修・修得を認める運用となるよう、土記制度改正の周知と併せて促す引き続き、機会を捉えて周知していく必要がある。

○ ~~あわせて、ICT やオンラインを活用した効果的な支援を進めていくために、国において、機材整備や支援スタッフの配置など、体制・環境整備に向けた支援を行うとともに、柔軟で質の高い学びの普及を図るため、モデルとなる優良事例を創出・発信するべきである。~~

○ 不登校生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置について、国において促進していくことが求められる。~~その際、設置者による申請の簡略化を促進するべきである。~~

○ 教育支援センターの機能強化や、学校内で安心して学ぶことのできる校内教育支援センターの設置促進について、国において取り組んでいくことが求められる。

○ 中学校段階で不登校経験を有する生徒が、欠席日数や内申点にかかわらず、安心して高等学校に進学することができるよう、国~~ほ~~において令和6年8月、中学校等において自宅等における学習成果の成績への反映を促すための法令上の措置を講じたところであり、引き続き、機会を捉えて周知していく必要がある。制度改正を進めるべきである。また、高等学校入学者選抜についても、在籍する学校における出席の状況のみをもって不利益な取扱い(例えば、欠席日数のみをもって出願を制限する等)を行わず、不登校経験を有する生徒の高等学校で学ぶ意欲・能力を適切に評価するよう実施者に対して、引き続き、配慮を促すべきである。

(定時制・通信制課程における優良事例の創出等)

○ 国においては、定時制・通信制課程について、心理的・福祉的支援や、社会的自立に必要な資質・能力を身に付けられるよう、生徒の状況に応じて卒業後の進路を見据えたキャリア支援の在り方、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの在り方に関する調査研究を行うことが求められる。また、通信制課程について、引き続き、質の確保・向上を図るとともに、全日制・定時制課程に比較して少ない登校回数下で、人間関係を構築しながら、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働する環境を整えるために、モデルとなる優良事例の創出・発信を行う。~~とともに、~~

(広域通信制高等学校の設置認可等に関する状況の把握)

○ 国においては、近年増加している広域通信制高等学校に関して、「通信制課程に係る私

立高等学校の認可基準(標準例)」「(令和5年11月策定)も踏まえた、所轄庁における設置認可等の状況について把握することが求められる。

(通信制課程に係る情報の公表や発信)

- 通信教育連携協力施設を含め、実施校(本校)が法令等に則り適切に情報の公表を行うよう、国は、継続的に働きかけを行うことが求められる。また、中学校等の教師や生徒・保護者等が通信制課程の制度や特徴等を正しく理解できるよう、文部科学省のHP等において、係る情報の記載の充実を図る必要がある。

(継続的な実態調査)

- 不登校経験を有する生徒が高等学校に進学した後の見通しを持てるよう、国において、不登校の生徒本人に対する継続的な実態調査を実施するべきである。

(心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成等)

- 国においては、多様な背景を有する生徒に対して切れ目無く支援できる体制を構築するため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実に取り組むとともに、研修プログラム・教材作成支援等を通じて心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成を行うことが求められる。

(公立の通信制高等学校等の機能強化、学校間連携等の促進)

- 公立の通信制高等学校等を機能強化し、域内の中心拠点・配信センターとして、遠隔授業や通信教育を活用した積極的な学校間連携等のネットワークを構築するモデルの創出に向けて、国において、機材整備や連絡調整・支援スタッフの配置など体制・環境整備に向けた支援を行うことが求められる。これにより、国では令和6年度から、原籍校において安定して登校することが難しい生徒の学びの保障や、原籍校で開講されない科目の履修など生徒の多様な学習ニーズに幅広く対応する学校間連携等に関する実証研究に取り組んでいるところであり、実証を行う教育委員会や学校からヒアリングを行いながら、の実際に進めるに当たってのノウハウ等の構築や優良事例のを創出し、その普及を図るべきである。その際、あわせて、学校間連携等に取り組む上で有効な、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行の在り方についても調査研究を行う必要がある。

(通級指導高等学校における特別支援教育の充実に向けた体制の整備)

- 国においては、令和5年3月13日の「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への

支援の在り方に関する検討会議報告」を踏まえ、通級による指導の制度、必要性や意義について、高等学校のみならず中学校等の教職員や生徒・保護者等が正しく理解できるように国などが責任をもって分かりやすく情報を発信していくとともに、を受ける生徒にとって効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築を行い、これの全国的な普及を図る。しつつ、校内支援体制の充実に向けて、あわせて、通級による指導の担当教師が計画的かつ安定的に配置できるようにするとともに、管理職を含む教師の理解啓発・専門性向上、特別支援教育支援員や外部専門家の活用も含め、校内支援体制の充実を図る。また、病気療養中の生徒においては、令和5年度から同時双方向型の授業を原則とした上でオンデマンド型の授業についても可能となっていることについて、引き続き周知していく。加えて、特別支援学校と高等学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの構築を行い、特別支援学校が有する専門的な知見や経験等も生かし、高等学校における特別支援教育の充実に向けた体制の整備教職員の配置を含む指導体制等の在り方の検討を進めることが求められる。

（外国につながる生徒の受入れ日本語指導に向けた体制整備）

- 令和3年9月の高等学校における日本語指導の在り方に関する検討会議による「高等学校における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）」等を踏まえ、国においては引き続き高等学校等における日本語指導等の指導体制整備や日本語指導が必要な高校生の実態を踏まえたキャリア教育・キャリア支援に取り組むべきである。その際、日本語指導補助者や母語支援員の派遣やオンライン指導等のICTを活用した教育への支援、高等学校等が他の学校や、NPO法人や企業等の地域の関係団体等と連携して行う支援等、外国につながる生徒等の日本語指導や包括的な支援に取り組む教育委員会への支援を一層充実すべきである。また、学校現場における日本語指導の充実に向けて、令和6年4月に施行された「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」を踏まえ、登録日本語教員のうち、特に「児童生徒」向け研修等を受講した者を、高等学校における特別の教育課程などにおいて積極的に活用する具体的な仕組み等を検討することも求められる。高等学校等がNPO法人や企業等の地域の関係団体等と連携し、外国につながる生徒等に対して日本語指導や各種支援を実施する際、引き続き国において支援を実施し、母語支援員の配置など総合的な体制の整備を一層進めることが求められる。

（学校と地域社会の連携・協働の推進）

- 課程・学科の特質や各学校の特色を踏まえつつ、高等学校と家庭や地域、企業等の関係機関が連携・協働し、社会全体で生徒の成長を支える環境を整備するため、国は、高等

学校におけるコミュニティ・スクールの導入、地域学校協働活動推進員等の配置を促進するべきである。【再掲】

3. 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進：全ての生徒の学びの充実に向けて

○ 高等学校では、平日・休日ともに、約3割の生徒が家や塾で学習を「しない」と回答²³している状況にあり、学校での学び・授業の満足度・理解度についても、中学生以降、学年が上がるとともに低下傾向²⁴にある。

○ また、日本の生徒は、「自らの参加により社会現象が変えられるかもしれない」、「自分の行動で国や社会を変えられると思う」という意識や、「社会課題について、家族や友人など周りの人と積極的に議論することがあるとしている」という割合が国際的に低くなっている²⁵との課題もある。

○ さらに、学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実していく必要²⁶があり、企業も、「主体性」、「課題設定・解決能力」、「文系・理系の枠を超えた知識・教養」など、探究的な学びや文理横断型のリベラルアーツ教育を学校に求めていることがアンケートからうかがえる²⁷。一方で、約3分の2の高等学校においては、大学入学者選抜を見据えて文系・理系のコース分けを実施しており、2年次以降、特定の教科について十分に学習しない傾向²⁸があるとの指摘もある。また、現在、大学等においては、自然科学（理系）分野など、成長分野への再編が進められているところであるが、一方で、高等学校における文理選択において理系を選択する生徒が少ないとの調査結果²⁹もある。

²³ 文部科学省・厚生労働省「第18回 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」（令和2年）（別添参考資料集 P4344）

²⁴ 文部科学省・厚生労働省「第17回 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」（令和元年）（別添参考資料集 P4445）

²⁵ （公財）日本財団「18歳意識調査 第6246回『国や社会に対する意識（6カ国調査）』」（令和6年）（別添参考資料集 P4546）

²⁶ 高等学校学習指導要領（平成30年告示）第1章総則第2款 教育課程の編成

²⁷ 一般社団法人 日本経済団体連合会「採用と大学改革への期待に関するアンケート結果」（別添参考資料集 P4748）

²⁸ 国立教育政策研究所「中学校・高等学校における理系選択に関する研究最終報告書」（2013年3月）（別添参考資料集 P4647）

²⁹ 国立教育政策研究所「中学校・高等学校における理系選択に関する研究最終報告書」（2013年3月）（別

○ 加えて、生徒の資質・能力は可塑性に富むものであるにもかかわらず、生徒が高等学校入学の段階で、高等学校の入試難易度や属性、これらに対する大人の価値観などに影響を受けて自身を評価してしまっているとの指摘もある。

○ こうした課題を踏まえれば、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却し、生徒が試行錯誤しながらチャレンジできる機会を増やすことを通じて、生徒の自己肯定感を育んでいくことが重要である。同時に、全ての高等学校において、生徒が各教科・科目への関心を深め、高い意欲を持って学習し、自身の可能性や能力を最大限伸長できるよう、社会との連携・協働等により、社会に開かれた教育課程を実現していくことや、各教科等の学びを豊かなものとし本質的な内容についての深い理解を伴う資質・能力の育成を目指しつつ、探究的な学び・STEAM 教育等の文理横断的な学び・実践的な学びを推進していくことが必要である。

(学習指導要領の理解や着実な実施、教育課程の在り方)

○ これについては、先進的に取り組んでいる事例も存在するが、そうした意欲的な実践をいかに全国的なものとして広げていくかが課題となる。現状、総合的な探究の時間について、高等学校学習指導要領で示されている理念等が正しく理解されていなかったり、大学入学者選抜の出題教科・科目の学習が中心となっているために意欲的に取り組まれていなかったりするとの指摘がある。このため、学習指導要領の理念や趣旨の一層の浸透・定着を図るための取組を進める必要がある。

○ また、総合的な探究の時間を中心とした探究活動を、学校側や他者から与えられたテーマに関する調べ学習に陥らせず、生徒の主体性や興味・関心を十分に引き出しながら、「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成する」という目標の達成に、着実につなげていく必要がある。このような生徒の姿を実現していくに当たっては、中学校までの総合的な学習の時間での探究的な学習との違いを意識し、生徒が取り組む探究をより洗練された質の高いものとしていくことが求められる。質の高い探究とは、探究の過程が高度化することと、探究が自律的に行われるということであり³⁰、その実現のための支援も必要である。こうした考え方の下、生徒が

添参考資料集 P4647)

³⁰ 高度化とは、①探究において目的と解決の方法に矛盾がない(整合性)、②探究において適切に資質・能力を活用している(効果性)、③焦点化し深く掘り下げて探究している(鋭角性)、④幅広い可能性を視野に入れながら探究している(広角性)などの姿で捉えることができる。自律的に行われるとは、①自分にとって関わりが深い課題になる(自己課題)、②探究の過程を見通しつつ、自分の力で進められる(運用)、③得られた知見を生かして社会に参画しようとする(社会参画)などの姿で捉えることができる。

探究の見方・考え方を働かせながら、総合的な探究の時間を中心とした探究活動に取り組むことを通じて、自律的な学び手となり、そして、これからの社会の創り手としての自覚を涵養することが期待される。

- さらに、I.において、いずれの高等学校の、いずれの課程・学科にあっても、共通して取り組むべき特に重要なこととして示した力の育成について、全ての高等学校において着実になされることが重要である。このため、学習指導要領の理念の各高等学校への一層の浸透・定着を図りつつ、これからの教育課程の在り方として、
- ・ 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に社会に関わったり、自ら学びを調整したり自己決定したりする場面を積極的に取り入れていくこと
 - ・ 生徒が各教科等の学びで習得した資質・能力を相互に関連付け、生かしながら、実りある探究活動を進めることができるよう、「総合的な探究の時間」を教育課程の基軸に据えてカリキュラム・マネジメントを行い、各教科・科目との相互作用を強めていくこと等により、各教科等における学びの充実を図ることが今後特に必要である。

- その際、スクール・ポリシーに照らして取り組むことも重要であり、高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針(グラデュエーション・ポリシー)を踏まえた、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)になっているか、カリキュラム・ポリシーを踏まえカリキュラム・マネジメントを行っているか、それにより各学校が目指す生徒の資質・能力の育成に当たってふさわしい教育課程になっているかを意識しながら、教育課程を編成し、継続的に評価・見直しを行い、着実な実施に取り組むことが望まれる。

(指導側の体制・環境の整備等)

- こうした学びの充実に向けては、指導側の体制・環境整備が特に重要となってくる。各学校におけるカリキュラムの開発、専門的な人材との連携・調整等にあ当っては、教職員の負担が増加しがちとなり、また、小規模校においては、配置される教職員の数が少ないことから、生徒の多様な問題関心に沿った探究活動を支援することが難しい場合がある。
- また、それぞれの教師には、生徒の探究的な学びを促進し、深めるための方法を積極的に学び、実践していくことも求められる。このため、教師自らが探究心を持ち、授業における探究的な学びをデザインしていくことが可能となるよう、教員養成段階を含めた継続的な学びの契機と機会を提供することが重要である。現在、様々な業種におけるリスクリングが話題になっているが、教師も同様であり、ICT活用や総合的な探究の時間の設計、力

リキュラム・マネジメント等について学ぶ機会を整えていくことが重要である。また、こうした学びを可能とするために、全ての教師に対して、校務 DX のデジタル化等の学校 DX の推進をはじめとする働き方改革等を進め、その全ての教師の資質・能力の向上につなげられる環境を構築していくべきである。

○ 同時に、そうした各教師の学びを礎としつつ、各高等学校の中において、教師同士がカリキュラム開発や授業改善についての対話を重ね、次の実践につなげていけるような学びのコミュニティが形成されていくことが望ましい。

○ また、社会とつながる多様な学びを実現するためには、学校間の連携・協働やコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入、連携を担うコーディネーターの配置を推進しながら、国内外の関係機関とも連携・協働した教育活動を展開していくべきである。その際、学校運営協議会の設置と、高等学校・地方公共団体・産業界・高等教育機関・NPO 法人等の連携・協働体制(コンソーシアム)の構築とを、有機的に連携を図りながら推進することが効果的である³¹。

○ そして、高等学校における指導・運営体制の在り方の検討に当たっては、高等学校への進学率が約 99%に達する中で、多様な入学動機や進路希望、学習経験、不登校経験など、様々な背景を持つ生徒が在籍していること、高等学校教育が地域や学校により非常に多様な状況にあること、課程や学科が複数に分かれていること、少子化の影響により多くの地域で学校再編が進められていること、高等学校は地方創生の核となる存在であることなどを踏まえる必要がある。

○ 加えて、免許外教科担任や臨時免許状による教師も一定数存在³²する状況において、指導体制の確保及び高等学校教育の質の向上を図るためにも、必要な財政支援や、特に免許外教科担任の許可件数や臨時免許状の授与件数の比較的多い教科の教師の計画的な採用・配置、教職に就いていない免許保有者の掘り起こしなどを促進することが重要ではないか、また、このような状況において、既存の体制に新たな業務を追加するのは難しく、教師が教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けることができるようにするためにも、教師の数について今後どのようにしていくのか検討する必要があるのでは

³¹ なお、文部科学省ではコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組を推進しており、その一環として、地域学校協働活動を推進する体制である「地域学校協働本部」の整備を進めているが、高等学校においては、地域学校協働本部の代替としてコンソーシアムを構築することも考えられる。

³² 高等学校における免許外教科担任の許可件数は 3,161 件、臨時免許状の授与件数は 2,518 件である。(文部科学省「教員免許状授与件数等調査」(令和4年度))

ないかとの指摘もある。こうした様々な事情や背景を考慮しながら、高等学校教育の質の向上を図るための施策の実施状況等も見据えた上で、より専門的な検討を行うことが求められる。

(専門高校における実践的な学びの充実)

- 我が国において少子化が加速する現在、職業教育を主とする学科を置く高等学校(以下「専門高校」という。)においては、専門的な知識・技術を習得し、多様な課題を合理的かつ創造的に解決する力を養い、生徒の多様な可能性を伸ばすとともに、地方の成長の根幹である農林水産業をはじめ、工業や商業などの地域の発展を担う人材や医療や福祉などの地域を支える人材、市役所や町役場において公務に従事し住民の生活を支える人材等を育成し、輩出していく役割を果たすことがこれまで以上に求められている。
- 特に、専門高校では、ロボット技術や ICT など新技術を活用したスマート農業やスマート水産業、デジタルものづくりをはじめとした各産業の DX 化に対応できる最先端の職業教育を実践するとともに、次代における我が国の産業の中核となり得る半導体や AI、コンテンツ産業など新しいタイプの産業分野についても教育課程の中で積極的に取り入れていく必要がある。また、古くから受け継がれている伝統工芸品や伝統的な建築物の修理・保全等に携わる産業など、今後も我が国の伝統文化を護り育てる人材育成にも配慮していく必要がある。このために、専門高校における教育は、地域の産業界や地元自治体と一体となった社会に開かれた教育課程を推進することが不可欠重要である。
- 具体的には、企業等の人材が専門高校での教育・運営に参画して、産業界と専門高校が一体となった教育課程の刷新・実践を行い、地域を支える最先端の職業人材の持続的な育成を行うことによって、ひいては、地域我が国の産業界全体の活性化へと繋がっていくことが期待される。また、その学びの過程において、産業界の方々から多くの刺激を受け、専門的な知識・技術等を生かして生徒が自ら起業することを選択することも期待される。
- 産業界と連携した実践を行うに当たっては、新しいロボット技術や ICT をはじめとする様々な最先端の技術や伝統産業にまつわる技術等を学ぶことができる教育施設、設備、備品や教材等の一体的な整備を計画的に進めるとともに、そうした技術に精通した企業人材、研究者、職人、官公庁の職員等を外部人材として活用したり、学校側と企業側が連携して十分な情報共有をした上で、生徒が実際に様々な企業におけるインターンを充実したりするなどの生徒の多様な学びに資する取組を一層推進する必要がある。また、急速に

発展している我が国の最先端技術や新しい産業分野を見通した学校設定教科・科目の開設等の教育課程の編成や専門高校間の連携、学科の新設や再編の検討等を通じた専門高校の特色化・魅力化に努めることも考えられる。

○ また、地域の魅力や我が国の将来を見据えたニーズを捉えた実践的な人材育成を行うためには、学校設置者のみならず、学校が所在する基礎自治体や当該地域の企業など多くの関係者の積極的な支援を受けながら、学校教育以外でも高校生がまさに地域の担い手の一人として活動するといった実体験の場を設けていくことも非常に有益である。

○ このため、産業界と専門高校の連携・協働は、専門高校の人材育成と地方創生の視点から非常に重要なものであり、今後これまでに以上にその強化を図り、こうした取組が全国的に広がるよう推進していくべきである。その推進に当たっては、教育委員会としても、専門高校がスクール・ミッションやスクール・ポリシーを踏まえた多様で特色ある教育活動を展開することができるよう、様々な関係者との連携・協働をサポートするなど、学校の取組を後押しすることが期待される。また、学校と産業界等の関係機関をつなぐコーディネートを行う人材が不可欠であり、コミュニティ・スクールの導入やコンソーシアムの構築と併せ、地域学校協働活動推進員等の人材配置を進めることが求められる。

○ 加えて、専門高校を卒業した後に大学等に進学する生徒も少なくない³³が、大学進学希望者向けの科目が開設されていない学校もあることから、学校間連携等により、これの解消を図っていくべきである。また、高等教育機関との連携を進めるなどしてその協力も得ながら、教育内容の高度化や、大学・専門学校等への進学を希望する生徒への支援充実を図っていくべきである。

○ なお、現時点においても、多くの専門高校において、地域や学校の特色に応じた多種多彩な教育活動が展開されているところであり、その取組について、産業界はもちろんのこと、大学や小中学校といった教育機関、地域住民や保護者等へしっかりと発信し、専門高校の魅力を社会に広く理解してもらえるよう広報活動を強化すべきである。

(社会の変化に対応した高等学校教育の実現に向けて)

○ また、これからの日本社会の在り様が大きく変化していくことが指摘されている中、教育界全体の構造改革が求められており、産業界からも、学校において探究的な学びや文理横断型のリベラルアーツ教育を行っていくことが期待されている。高等学校においてこれ

³³ 文部科学省「学校基本調査」（別添参考資料集 P4041）

に応えて探究・文理横断・実践的な学びの充実を図っていく際、高等学校段階までに身に付けた力を大学で発展・向上させるという高大接続の趣旨から、今後も、大学入学者選抜の改善について一体的に取り組んでいく必要がある。これまでに実施してきている「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する大学入学共通テストの実施や、各大学が実施する個別選抜の改善等について、引き続き取り組んでいくべきである。

○ また、高等学校段階でも、各高等学校の期待される社会的役割等や、グラデュエーション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえて策定された入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)において示された入学時に期待される生徒像と整合性のある高等学校入学者選抜の実施が必要であり、義務教育段階と高等学校段階の接続も踏まえ、多様な高等学校入学者選抜の在り方についても検討を行うことが重要である。

○ 高等学校における1人1台端末の活用については、大学との連携・他校との交流等、各学校の特色等に合わせた活用が徐々に進みつつあるが、高等学校の教育の充実に向け、引き続き活用を進める必要がある。そのため、端末活用の推進に当たっては、教師に対し、授業において生徒が端末を活用することの意義や授業における活用方法等について理解を促すことが重要である。国では、令和5年度から、指定校を設置し、端末を活用した授業改善等に取り組む事例を創出・公開するほか、オンラインによる研修の実施等を行っており、今後も取組を進めることが求められる。

○ さらに、大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要である。国では、令和5年度補正予算において、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、専門的な外部人材の活用や大学等との連携などを通じて ICT を活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校を DX ハイスクールとして指定し、その取組に必要な環境整備の経費を支援したところである。

○ 各学校においては、例えば、探究を軸として数理・データサイエンス・AI などを含む STEAM 教育の学習を取り入れたプログラム開発、スマート農業やスマート水産業の推進に寄与できるデジタル人材の育成に資する取組が行われているところであり、「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和6年6月 21 日閣議決定)においても、「DX ハイスクール事業の継続的な実施等による

初等中等教育段階における探究的・文理横断的・実践的な学びの推進や理数系教育の推進、情報教育の強化・充実」を図るとされている。国では、令和6年度補正予算や令和7年度予算案においても、DX ハイスクール事業に係る経費を計上しており、デジタル技術の活用によるこれからの時代に必要な学習の基盤となる資質・能力の育成や、多様な学習ニーズに応える質の高い高等学校教育の更なる充実につながるよう、本事業を強力に推進することが必要である。

○ さらに、世界と調和し共存共栄することが不可欠な時代においては、多様性を受容して共生社会を実現していくことが求められている。生徒がその一員としてこれからの未来をけん引することが期待されている中、異なる背景や価値観を持つ仲間と正解のない課題を解決し共創する力（グローバルコンピテンシー）を伸ばし、グローバルにもローカルにも活躍する人材を育成するためにも、国際的な教育を行う高等学校への支援や留学をはじめとする国際交流を促進する必要がある。

○ 以上のような取組を通じて、生徒の可能性・能力を最大限伸長するとともに、将来の自らの在り方や、自らと社会との関わり方を展望する意識を養い、どのような場にあっても、生徒が周囲の課題を解決したり、社会の発展に力を尽くしたりするために柔軟かつ多様なアプローチで主体的に取り組むことを可能としていくべきである。また、過疎・中山間地域、離島地域であることなどの地理的な条件や、進学した高等学校の課程や学科等の特性等によって生徒の進路が過度に固定化されることなく、「生徒を主語」にして、自身の希望に沿った進路を選択できるよう支援していくことが必要である。

（教育費の負担軽減）

○ 高等学校への進学率が約 99%に達する中、これまで国においては、教育の機会均等を目指し、広く高校生等に対して高等学校等就学支援金による授業料の支援を行うとともに、特に低所得者世帯に対して、高校生等奨学給付金による授業料以外の教育費の支援の充実を図ってきたところである。また、地域の高等学校に係る取組は、その実情を踏まえて都道府県において総合的に判断されることとなるが、近年、一部の都道府県において高校生等に対する授業料に係る独自の支援が大幅に充実されている。

○ こうした支援が実施される一方で、例えば、

- ・ 低所得者世帯において、入学時等の支出が重なる時期の学用品等に係る教育費支出が困難である
- ・ 情報不足により、本来支援を受けられるはずの者が支援を受けられない場合がある

- ・ 都道府県独自の支援に関し、その仕組みによっては私立学校の特色ある多様な教育の担保の観点から懸念がある
- ・ 自治体により独自の支援が異なることで都道府県の境を越えて通学する高校生等に不公平感が生じている
- ・ 一部の自治体では、施設整備の負担が大きく、施設整備などのハード面及び教育活動等のソフト面のうち自治体として充実したい取組に係る教育予算が圧迫されているなどの課題が指摘されている。

○ また、更なる支援の必要性について、

- ・ GIGAスクール構想が進展する中、高等学校においてもデジタル技術の活用によるこれからの時代に必要な学習の基盤となる資質・能力の育成のために1人1台端末が必要不可欠になるなど、高等学校教育に求められる学習環境が変化しており、**低所得者世帯を対象とした貸与端末の整備や端末購入費への支援が必要**
- ・ 学校では、教師がスクールソーシャルワーカーと連携して生徒に対応したり、教師や事務職員が教育費支援の申請手続きをサポートしたりするなどの対応を行っている**場合もある**が、経済的な支援を充実することで、授業料徴収や問題行動等といった経済的困難に起因する対応が減少することも考えられる
- ・ 制服や学用品等に関して、学校生活における意味や**関連する産業への影響等を含めてその意義を**生徒自身が主体的に考えるなどの教育的意義を有する方法を通じて、学校生活に必要な制服や学用品等に係る費用を低減するような取組を行うことも考えられる

また、教育費負担軽減に係る取組に限られないが、

- ・ 地域格差や経済格差、体験の格差をなくし、学びを充実することを目指した高等学校教育の質を高める様々な施策が、結果として教育費負担軽減につながる
といった指摘もあった。

○ このようなことを踏まえて、国は、高等学校教育の質の向上を進める上で、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、引き続き高等学校の教育費の負担軽減の取組を進めることが重要である。

○ 将来に負担を先送りせず取組を進めるには、限られた財源の投資先(個人、高等学校等)や支援内容(授業料、授業料以外の教育費、教育環境の充実)といった具体の施策を丁寧に検討する必要がある。施策の内容によっては、財源の確保など具体化に向けた困難度や要する期間も異なることから、まず緊急性の高いものから優先順位を明確にしつ

つ取り組むべきである。また、中長期的な観点から、引き続き教育の機会均等を目指し、教育費の更なる負担軽減に向けて検討を深めていくことが重要である。

- 施策の検討に当たり根拠となるデータを活用し、実施した施策について取組状況の把握や効果の検証を行う必要がある。また、教育費負担軽減策の拡充に伴い、学校の事務負担が増えないよう、手続きの簡素化といった配慮も求められる。学校における教育活動や働き方改革といった学校の在り方も総合的に考慮しながら、教育費負担軽減を進めることが望ましい。

<具体的方策>

(普通科改革の推進、コーディネーターの配置支援)

- 探究的な学び・STEAM 教育等の文理横断的な学び・実践的な学びの推進と、これによる高等学校の特色化・魅力化につながる有効な普通科改革を進めるため、新しい普通科の設置に当たって義務化されている関係機関等との連携協力体制の整備や、配置が努力義務化されているコーディネーターの配置支援を国において行うことが求められる。加えて、そのコーディネーターについて、育成や活用を支援するための全国プラットフォーム構築を引き続き進めるべきである。本取組を通じて、高等教育機関や産業界、地域の行政機関等との連携・協働の下、高等学校における各地域の特色を生かした多様な教育活動の展開が促進され、高等学校の特色化・魅力化に貢献することが期待される。

(国際的な教育を行う高等学校の整備推進・運営支援)

- 国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決や学術的な問いに向き合う探究的な学びを推進するため、グローバル人材育成に資する拠点校の整備など国際的な教育を行う高等学校の整備推進・運営支援を国において行うべきである。

(留学をはじめとする国際交流の促進)

- 国は、留学や海外研修、対面やオンラインでの国際交流等、多様な国際経験の機会に誰もがアクセスできるよう、環境整備に取り組むべきである。また、留学生の受入れに関し、その実態や優良事例を把握し、各学校の受入れの促進に資する情報発信に取り組む必要があるとともに、日本語指導等の指導体制整備やキャリア教育・キャリア支援に取り組むべきである。

(理数系教育の更なる充実)

- 理数系教育における探究的な学びについては、これまでもスーパーサイエンスハイスク

ール(SSH)における取組を進め一定の成果を上げてきているが、こうした取組を更に充実させ、高等学校段階における生徒の理数系教育への興味・関心をより一層高めていく必要がある。

(産業界等と専門高校の連携・協働の強化)

- 専門高校において、企業等の外部の方が学校運営に参画し、教育界と産業界等をつなぐ役割を持ったコーディネーター等の外部人材が伴走しながら、協働して社会に開かれた教育課程を実現する取組について、優良な先進事例を発信するとともに、産業界等と専門高校の連携・協働の強化を図り、こうした取組の横展開に向けた支援を国において行う必要がある。また、地域産業や地域の課題解決の担い手を確保・育成するため、専門高校が産業界等と連携して行う学校設定教科・科目の開設や、学科の新設・再編の取組も重要である。

(専門高校を拠点とした地域人材の育成・地方創生の支援)

- 専門高校における地域を担う職業人材の育成と地方創生は表裏一体であるという観点から、地域の魅力や我が国の将来を見据えたニーズを捉えた実践的な人材育成を行うため、学校設置者のみならず、学校が所在する基礎自治体や当該地域の企業など多くの関係者の積極的な支援を受けながら人材を育成するとともに、専門高校を拠点とした地方創生に取り組む地方公共団体を支援することが求められる。

(専門高校の魅力の発信)

- 専門高校では多様な特色ある教育活動が行われているが、その活動が広く社会に知られていない現状があると考えられる。高校生自らが自校の活動を紹介する動画を作成するなど、その魅力を産業界、大学や小中学校といった教育機関、地域住民や保護者等に伝えることができるような取組を充実させることが求められる。

(DX ハイスクール事業の更なる推進)

- 高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図るため、専門的な外部人材の活用や大学等との連携などを通じて ICT を活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを行う DX ハイスクールの更なる拡大や都道府県による域内横断的な取組に対する支援を行う必要がある。こうしたデジタル技術の活用によるこれからの時代に必要な学習の基盤となる資質・能力の育成を図るとともに、国内外の大学や企業、国際機関等との連携などグローバルな視点、普通科改革など学校の特色化・魅力化を進める視点、半導体産業も含めた産業界等と連携した最先端の職業人材育成などプロフェッ

シヨナルな視点から取り組む学校を重点的に支援することにより、多様な学習ニーズに応える質の高い高等学校教育の更なる充実につながるよう、本事業を強力に推進することが求められる。

(学習指導要領(「総合的な探究の時間」等)の理解や着実な実施、定着)

- 総合的な探究の時間をはじめ、学習指導要領の理念や趣旨を踏まえた各学校での授業改善等の取組が更に進むよう、その理念や趣旨の一層の浸透・定着を図ることが重要であり、各都道府県教育委員会等の指導主事等を対象とした会議における研究協議等を通じて理解を深めるほか、指導資料を学校や教育委員会にとって分かりやすいものとしたり、ウェブサイト・動画等で積極的に発信したりするなど、学習指導要領の理念や趣旨、内容を共有しつつ、浸透・定着を図っていくことが求められる。

(学校における働き方改革の推進)

- 教師が本務に集中できるよう、学校・教師が担う業務の役割分担・適正化を図るため、多様な支援スタッフの充実、ICT 環境の整備を通じた校務 DX のデジタル化等の学校 DX の推進をはじめとする ICT 環境の整備、学校向け調査の削減・効率化など学校における働き方改革を国において総合的に進めることが求められる。また、各高等学校においては、ともすれば肥大化しがちな教育活動や業務内容について、スクール・ポリシーを基準にして精選・重点化を図ることが期待される。

(教職員の配置を含む高等学校の指導体制の充実)

- 高等学校においては、「総合的な探究の時間」を教育課程の基軸に据えて学びの充実を図ることが求められており、この実現に向けて、生徒の多様な興味・関心に沿った探究活動を支援するための学校内外のコーディネートを担当する人材の配置が必要である。また、DX ハイスクール事業により探究的・文理横断的・実践的な学びが推進されるとともに、新しい普通科の設置も含めた普通科改革が進行中であり、さらに、遠隔授業の推進による学びの機会や、専門高校における指導の充実が求められる中、このような改革の実施状況等も見据えた上で、教職員の配置を含む高等学校の指導体制の充実のための方策について、より専門的な検討を行う必要がある。

(教師の資質・能力の向上)

- 教師が効果的・効率的に研修を受講できるよう、国においては、例えば多様な主体がオンライン研修コンテンツを開発する取組を支援するべきである。その際、喫緊の教育課題に対応する研修コンテンツや、キャリアステージに応じて校務分掌を担う教師に対して、そ

の職務を行うために必要な研修コンテンツなどのオンライン研修コンテンツの開発を支援し、教員研修に利用されているところで行う必要がある。今後も、効果的・効率的な研修のため、引き続き多様な主体がオンライン研修コンテンツを開発する取組を支援するべきである。また、教師自らの課題を探究する力や、探究的な学びをデザインし、マネジメントする力の育成に向けて、国と教育委員会や大学等が連携し、教師が自ら問いを立て、協働的に探究する探究型の研修の開発を行い、教育委員会が研修を実施する際に活用できるよう普及することが求められる。

(大学入学者選抜を含む高大接続改革の推進の改善)

- 大学入学者選抜において、入学志願者の思考力・判断力・表現力等を適切に評価するなど、学力の3要素の多面的・総合的な評価への速やかな改善を促すため、国において必要な取組を進めるべきである。大学・学部のアドミッション・ポリシーに基づき、入学後の学修に必要となる能力・適性等をできるだけ正確に判定することができるよう、大学入学者選抜の在り方を適切に見直す必要があることについて国から大学に対して効果的に促すことが求められる。その際、文理横断的な学びを進める観点から、高等学校段階における取組と併せて、アドミッション・ポリシーを踏まえて、人文・社会科学系における理系科目や、自然科学系における文系科目の設定といった、大学入学者選抜における出題科目の見直し等も促進する必要がある。また、高等学校までの探究学習や学校内外で意欲的に取り組んだ活動³⁴等により得られた学習成果を各大学の個別入試の評価に活用することを促進するとともに、高等学校段階からの大学の教育課程の先取り履修や、当該先取り履修の大学入学後の単位認定、大学と連携した探究活動など、高等学校教育と大学教育の連携を推進していくことも重要である。

- さらに、こうした取組等も踏まえ、大学と高等学校との架け橋となる大学入学者選抜を含む高大接続改革に関して、これからの時代に求められる在り方について、大学・高等学校の関係者を含めた議論を進めていくことが重要である。

(学校と地域社会の連携・協働の推進)

- 課程・学科の特質や各学校の特色を踏まえつつ、高等学校と家庭や地域、企業等の関係機関が連携・協働し、社会全体で生徒の成長を支える環境を整備するため、国は、高等学校におけるコミュニティ・スクールの導入、地域学校協働活動推進員等の配置を促進す

³⁴ 生徒会活動、部活動、ボランティア活動、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)を始めとする各高等学校における課題研究、その他生徒が自ら関わってきた諸活動、専門高校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定等、各種大会・コンクール等、留学・海外経験等、特色ある教育課程を実施する学校における学習活動等(文部科学省「令和7年度大学入学者選抜実施要項」(令和6(2024)年6月))

るべきである。【再掲】

(公立の通信制高等学校等の機能強化、学校間連携等の促進)

- 公立の通信制高等学校等を機能強化し、域内の中心拠点・配信センターとして、遠隔授業や通信教育を活用した積極的な学校間連携等のネットワークを構築するモデルの創出に向けて、国において、機材整備や連絡調整・支援スタッフの配置など体制・環境整備に向けた支援を行うことが求められる。これにより、国では令和6年度から、原籍校において安定して登校することが難しい生徒の学びの保障や、原籍校で開講されない科目の履修など生徒の多様な学習ニーズに幅広く対応する学校間連携等に関する実証研究に取り組んでいるところであり、実証を行う教育委員会や学校からヒアリングを行いながら、の実際に進めるに当たってのノウハウ等の構築や優良事例のを創出し、その普及を図るべきである。その際、あわせて、学校間連携等に取り組む上で有効な、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行の在り方についても調査研究を行う必要がある。【再掲】

(教育費の負担軽減)

- 高等学校等の授業料を支援する高等学校等就学支援金を含む今後の教育費負担軽減方策の在り方については、自治体ごとの独自の授業料支援の状況などを踏まえ、限りある財源の有効活用の観点から、国は、公立・私立に対する様々な支援施策も含め、どのような施策がより効果的に教育費負担軽減につながるのかを検討する必要がある。
- 低所得者世帯を対象に授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金について、支援対象となる世帯の拡大や支援金額の拡充により、より充実した支援を行うことが重要である。また、給付金の支給までの教育費の負担が困難であることにより高等学校での学びに支障をきたすことがないよう、給付金の支給時期の早期化を進める必要がある。
- 教育費の支援に関する情報の不足により支援を受けられない者や、進路選択の際に支援の存在を知らなかったために進学を断念する者が生まれないよう、特に高等学校段階から大学等の高等教育段階を通じた支援の全体像について、義務教育段階から、分かりやすく、継続的に周知を充実させるべきである。
- 全国の教育委員会や高等学校等において、購入が求められる制服や体操服、学習者用端末等について、購入費用を低廉化して保護者等の負担を軽減することができるよう、国は、教育委員会又は学校の先進的な取組をまとめ、全国の教育委員会や学校に対して事

例を紹介することが必要である。また、高等学校入学後に発生する授業料以外の費用負担について、高等学校入学前の進路選択の段階で早期に認識できるよう、高等学校ごとに公表することが求められる。

おわりに

Ⅱ. に掲げた具体的方策については速やかに必要な取組が行われることが望まれるが、今後更なる検討を要する論点も、引き続き存在する。高等学校学習指導要領の前文では、これからの学校について、「一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」とある。各高等学校が、教育活動を通じてこの理念を体現していくことができるよう、今後どのような取組を進めていくべきか、引き続き議論を深めていくことが必要である。

また、以下の項目についても継続的な検討が求められ、これらを含めたこれからの高等学校教育の在り方について、議論を続けていくことが必要である。

- ―生徒の多様な学習ニーズに応えるための遠隔授業配信センターの体制等の在り方について
- ―全日制・定時制・通信制という課程の区分に関して、実態等も踏まえた、その在り方の見直しについて
- ―いずれの高等学校においても、全ての生徒の可能性を引き出し、生徒が、社会の一員となるための多様な資質・能力を身に付けた上で次のステップに移行することが可能となる教育システムを一層構築するために、必要な取組とその支援の在り方について
- ・「総合的な探究の時間」を教育課程の基軸に据えながら各教科等における学びを充実させるとともに、文理横断的な学びや実践的な学びを一層進める上で必要な体制・環境について
- ・生徒の多様な興味・関心に沿った探究活動を支援するための学校内外のコーディネートを担当人材の配置や、探究的・文理横断的・実践的な学びの推進、新しい普通科の設置も含めた普通科改革、遠隔授業の推進、専門高校における指導の充実等の実施状況、学校における働き方改革の推進状況等も見据えた上での、教職員の配置を含む高等学校の指導体制の充実のための方策について
- ・次期高等学校学習指導要領の理念や趣旨の一層のに関して、内容をおおむね堅持しながら学校現場への浸透・定着が求められる現状や、多様な個性・特性を有する生徒たちに応じた適切な支援・指導の必要性等を踏まえ、高等学校の生徒の多様性に応える柔軟な教育課程の実現のため、共通性を確保しつつ、全日制・定時制・通信制を含め、諸制度の改善をどのように考えるかについてに時間をかけていくべきとの意見や、「総合的な探究の時間」を教育課程の基軸に据えながら、各教科・科目等の相互の関連を図る中で高等学校生活全体での学びの充実を図ることを徹底していくべきとの意見、一人一人の「よさを徹底して伸ばす」在り方としていくべきとの意見、全ての通信制の高等学校において人間関係を構築し

ながら、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働する上で望ましい在り方としていくべきとの意見等も踏まえた、今後の望ましい在り方について

→ ~~高等学校がやるべきことの整理・明確化、学校における働き方改革の推進や、教職員の配置を含む高等学校の指導体制の充実のための方策について~~

その際、国、高等学校、教育委員会・学校法人等の高等学校の設置者、家庭、地元自治体、産業界、生徒への各種支援機関など、それぞれの関係機関が実施すべきことを明確化するとともに、必要となるリソースの確保を含め、施策の実現に向けた見通しを立てることに留意しながら、検討を進めるべきである。

また、**「生徒を主語にした」高等学校教育の実現に向けて、**一つの学校の中だけで教育活動や期待される機能・役割の全てを果たそうとする閉ざされた考え方からの脱却し、様々な関係者との連携を図るとともに、各高等学校において展開可能な教育活動には学校長の判断の下に多くの可能性があるとの認識を持ち、今後、高等学校教育を真に社会に開かれたものとしていくことが期待される。